令和８年１１月２５日

報道機関　各位

自然保護課

青森市内で回収した死亡野鳥について
（高病原性鳥インフルエンザウイルス検出事例）

令和８年１１月２０日（金）に青森市内で回収したハシブトガラスの死亡個体３羽について、国立環境研究所内にある専門検査会社で遺伝子検査を実施したところ、１１月２４日（火）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）が検出された旨の報告がありました。

本事例は、今シーズン国内３０例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。

この報告を受け、環境省が回収地点の半径１０キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に指定しましたので、今後、同区域において野鳥の監視を強化します。

記

１　遺伝子検査結果

回収日	回収場所	種名	回収羽数	遺伝子検査		備考
				病原性	結果判明日	
１１月２０日（金）	青森市	ハシブトガラス	３	Ｈ５亜型高病原性	１１月２４日（火）	

２　経緯

○　R8.11.20（金）
- 県東青農林水産事務所が青森市内でハシブトガラスの死体を回収
- 県自然保護課が国立環境研究所内にある専門検査会社（茨城県つくば市）に検体を送付

○　R8.11.24（火）
- Ｈ５亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを確認
- 環境省が、感染野鳥回収地点を中心とした半径１０キロメートル圏内を野鳥監視重点区域に指定

○　R8.11.25（水）15 時

環境省が報道発表

【環境省ホームページ】

https://www.env.go.jp/content/000438579.pdf

※PDF ファイルの更新がページに反映されないことがございますので、web ページの更新をして御確認ください。

３　今後の県の対応

・　野鳥監視重点区域内の湖沼や河川など１０か所において、１１月２５日（水）に野鳥の大量死等の異常の有無について緊急調査を実施し、結果がまとまり次第公表する。

・　当該重点区域の指定が解除されるまで（死亡野鳥を回収した翌日を１日目とし、２８日目となる１２月１８日（金）の２４時）の間、週１回の目安で調査を実施する。

４　留意事項

現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐため、厳に慎むようお願いします。

５　添付資料

県からのお願い（野鳥との接し方について）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担　当　課		環境エネルギー部自然保護課 自然環境グループ 総括主幹　福田　真樹
電話番号	内線	６５０５
	直通	０１７－７３４－９２５７
報　道　監		環境エネルギー部 次長　吉田　巧

別　紙

県民の皆様へ

野鳥との接し方について

○　ハクチョウなど野鳥への餌付けは、自粛をお願いします。

○　死亡した野鳥など野生生物には、素手で触らないでください。

○　ハクチョウなど野鳥が死亡しているのを発見した場合は、お近くの農林水産事務所や市町村役場にご連絡ください。

○　野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

○　野鳥の糞が靴の裏や車両に付着することにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

○　不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりしないようにしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられています。
正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。